

禁 転 載 複 製
当 日 配 付

令和7年度 シャッター施工技能検定 特例講習

2 級 試験問題

1 試験時間 30 分

2 問題数 20 題 (真偽法 20 題)

3 注意事項

- (1) 試験開始の合図があるまで、試験問題の表紙(この表紙)以下はめくらないこと。
- (2) 答案用紙に、試験開始の合図の後に、受講番号及び氏名を記入すること。
- (3) 試験開始の合図で試験を始めること。
- (4) 答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、鉛筆又はシャープペンシル(HB 又は B のもの)を使用し、答案用紙に記載されている注意事項に従い、所定の解答欄に解答すること。
- (5) 試験中は、問題用紙以外の用紙にメモしたものや参考書等を参照することを禁止する。
- (6) 問題用紙を綴じてあるホッチキスは外さないこと。
- (7) 試験中は、携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等(電卓機能の使用を含む。)の使用を禁止する。
- (8) 机の上には、筆記用具又は飲料以外のものは置かない。
- (9) 私語は禁止する。
- (10) 試験中に質問があるときは、黙って手を挙げること。ただし、試験問題の内容及び漢字の読み方等に関する質問には答えられない。
- (11) 試験中に気分が悪くなったり、手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従うこと。
- (12) 試験終了の合図があったら筆記用具を置き、係員の指示に従うこと。

【真偽法】

重量シャッターに関する各問いの命題について、正しい場合は○、誤っている場合は×を、答案用紙に記載されている事項に従い、該当するところにマークしなさい。

なお、各問いの中で表記されている「協会」とは、(一社)日本シャッター・ドア協会のことを指す。

問 1

協会の定める重量シャッター施工基準によれば、重量シャッターに係る自主検査の要件は、取付けに係る精度及び状況とされている。

問 2

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、内のり幅 W の精度の確認の際は、床からまぐさ下端までの中間の位置の 1 か所で、ガイドレールの内々の寸法を鋼製巻尺により測定するとされている。

問 3

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、内のり高さ H の精度の確認の際は、左ガイドレールの真横の位置での床からまぐさ下端までの寸法と、右ガイドレールの真横の位置での床からまぐさ下端までの寸法を、鋼製巻尺によりそれぞれ測定するとされている。

問 4

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、ガイドレールの出入りの精度の確認の際は、ガイドレールの適正な位置に下げ振りを当て、床からまぐさ下端までの中間の位置で、ガイドレールの端部から下げ振りの糸までの寸法を、左右のガイドレールとも直尺又は曲尺によりそれぞれ測定するとされている。

問 5

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、ガイドレールの倒れの精度の確認の際は、ガイドレールの適正な位置に下げ振りを当て、床からまぐさ下端までの中間の位置で、ガイドレールの端部から下げ振りの糸までの寸法を、左右のガイドレールとも直尺によりそれぞれ測定するとされている。

問 6

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、ガイドレールの溝幅の精度の確認の際は、左右のガイドレールとも直尺又は曲尺によりそれぞれ測定し、判定基準として適正な精度は、測定した寸法と基準値との誤差が左右のガイドレールのいずれも 2 ミリメートル以下であることとされている。

【真偽法】

問 7

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、まぐさのそりの精度の確認の際は、適切な位置で水系を張り、まぐさの中央の位置でまぐさの端部と水系とのすきまの寸法を、外まぐさ及び内まぐさとも直尺によりそれぞれ測定するとされている。

問 8

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、溶接の状況の確認の際に、軸受部及び露出型ガイドレール等の強度を要する箇所における判定基準として適正な状況は、溶接の部分の表面に生じる小さなくぼみの穴であるピットのあることとされている。

問 9

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、軸受部等に使用されているボルト等の締め付けの状況に係る判定基準の要件に、ボルト等の方向は含まれないとされている。

問 10

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、カラーの取付けの状況に係る判定として、カラーが軸受け(ベアリング)に密着していなければ不適正な状況であるとされている。

問 11

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、ローラチェーンのたるみ量の寸法(定められた方法等により測定された寸法をいう。)に係る判定基準は、開閉機側のスプロケットと巻取りシャフト側のスプロケット(シャフトスプロケットという。以下同じ。)の外々の最大の距離に対する一定の割合とされている。

問 12

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、シャフトスプロケットの取付けの状況に係る判定基準における適正な状況の一つに、開閉機側のスプロケットとシャフトスプロケットの心にずれのないことが示されている。

問 13

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、片寄り(片流れともいう。)の状況を確認する際は、目視によりガイドレール上部の呑口の部分でスラットの端部とガイドレールの底との間隔の状況を確認するとされている。

問 14

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、すきまの状況は、防火シャッター(遮煙性能を有するものを含む。)以外のものに適用されるとしている。

【真偽法】

問 15

協会の定める重量シャッターに係る自主検査の要領と判定基準では、すきまの状況に係る判定基準における適正な状況の一つとして、躯体と外まぐさの間にすきまのないことが示されている。

問 16

協会の定める重量シャッター施工基準によれば、片軸式における巻取りシャフトの取付けの際に駆動側では、巻取りシャフトのジョイントフランジを軸受部のジョイントボスにはめ込み、巻取りシャフトがジョイントボスから抜けないように固定する、又は巻取りシャフトのジョイントフランジを軸受部のジョイントボスに差し込んでから六角穴付きボルトを締め込んで、巻取りシャフトがジョイントボスから抜けないように固定するとされている。

問 17

協会の定める重量シャッター施工基準によれば、両軸式における巻取りシャフトの取付けの際に駆動側では、巻取りシャフトを軸受部に架ける前に、軸首には、カラー及び軸受け(ベアリング)を、軸受け(ベアリング)、カラーの順に差し込むとされている。

問 18

協会の定める重量シャッター施工基準によれば、上部手動式における巻取りシャフトの取付けの際に従動側では、巻取りシャフトを軸受部に架ける前に、軸首には、カラー、手動チェーン用のホイール及び軸受け(ベアリング)を差し込むとされている。

問 19

協会の定める重量シャッター施工基準では、巻取りシャフトの不適正な取付けの状況の一つとして、巻取りシャフトの軸心とシャッター心が平行にならないことが示されている。

問 20

協会の定める重量シャッター施工基準では、両軸式で上部手動式における、巻取りシャフトの取付けの際は、駆動側及び従動側とも、カラーは1本又は2本の止めねじを締め込んで軸首に固定するとされている。

以上